

平成 27 年度 新居浜市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度新居浜市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 288,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,065,416 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		60,000	10,323	70,323
	1. 地方特例交付金	60,000	10,323	70,323
14. 国庫支出金		7,180,921	20,231	7,201,152
	1. 国庫負担金	5,349,751	10,000	5,359,751
	2. 国庫補助金	1,813,703	4,442	1,818,145
	3. 委託金	17,467	5,789	23,256
15. 県支出金		2,996,427	12,040	3,008,467
	2. 県補助金	727,559	12,040	739,599
18. 繰入金		2,025,185	△49,499	1,975,686
	1. 基金繰入金	2,025,185	△49,499	1,975,686
19. 繰越金		1,100,000	323	1,100,323
	1. 繰越金	1,100,000	323	1,100,323
20. 諸収入		2,008,968	210	2,009,178
	4. 雑入	667,962	210	668,172
21. 市債		5,090,900	295,075	5,385,975
	1. 市債	5,090,900	295,075	5,385,975
歳入合計		48,776,713	288,703	49,065,416

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,496,244	14,372	4,510,616
	1. 総務管理費	3,585,290	10,000	3,595,290
	3. 戸籍住民基本台帳費	194,055	4,372	198,427
3. 民生費		18,415,881	17,302	18,433,183
	1. 社会福祉費	8,972,011	1,289	8,973,300
	2. 児童福祉費	7,019,697	16,013	7,035,710
4. 衛生費		5,834,499	40,000	5,874,499
	3. 下水道費	2,035,485	40,000	2,075,485
6. 農林水産業費		564,516	28,096	592,612
	1. 農業費	393,614	28,096	421,710
7. 商工費		2,466,240	1,032	2,467,272
	1. 商工費	2,466,240	1,032	2,467,272
8. 土木費		3,741,553	40,000	3,781,553
	2. 道路橋りょう費	1,184,324	40,000	1,224,324
9. 消防費		1,939,204	23,507	1,962,711
	1. 消防費	1,939,204	23,507	1,962,711
10. 教育費		5,047,140	3,000	5,050,140
	6. 保健体育費	1,249,901	3,000	1,252,901

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		151,600	121,394	272,994
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000	25,100	45,100
	2. 公共土木施設災害復旧費	131,600	96,294	227,894
歳出合計		48,776,713	288,703	49,065,416

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産業施設災害復旧事業	千円 15,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	15,300	—	—	—

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 対 策 事 業	千円 246,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 270,900	補正前に同じ	%	補正前に同じ
公共土木施設災害復旧事業	37,400				128,400			
臨時財政対策費債	2,000,000				2,164,175			
計	5,090,900	—	—	—	5,370,675	—	—	—